

# 特記仕様書

## 適用範囲

(適用範囲)

本特記仕様書は、宇治市公共下水道管路施設改築修繕（大久保その1）舗装本復旧工事（以下「本工事」という。）に適用する。

## 総則

(総 則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

<宇治市>

「土木工事共通仕様書（案）」（以下宇治市共通仕様書という。）

「土木工事施工管理基準」

「宇治市下水道建設技術基準（施工編）」

「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」

<近畿地方整備局>

「土木工事共通仕様書(案)」「土木工事施工管理基準」

「土木請負工事必携」

<京都府>

「土木工事共通仕様書(案)」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

に基づき施工すること。

## 工事の着手

(着工日の定義)

工事に着手する日（着工日）とは、現場事務所の設置（工事区域に設置する場合のみ）、資機材の搬入、仮設工事、測量調査、家屋調査など、現地にて調査を開始する日とし、踏査や沿道の写真撮影などの行為は工事着手にはあたらないものとする。なお、舗装版切断や掘削作業など作業を開始する日は「施工着手日」とする。

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。

(作業休日)

工事における作業休日は、土曜日、日曜日・祝日とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「宇治市週休2日制工事試行要領(土木工事)」に基づき実施すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。  
なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 4 予定価格には月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休2日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。  
また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。
- 5 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評価において加点する。
- 7 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

施工体制台帳  
及び

(施工体制台帳及び施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。ただし、警備業者については、施工体制台帳をはぶくことができるものとする。

施工体系図

建設副産物

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

解体方法 工程ごとの作業内容及び	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	株式会社玉井道路	日曜・祝日を除く 毎日 8 時～17 時 22 時～4 時	50cm×50 cm以下に限る。 ゴミ等の混入は厳禁。	6.8 km

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

(舗装版切断作業時に発生する排水処理)

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「廃棄物処理計画書(報告書)」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

	廃棄物処理
計画	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図
	○産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
	○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出事業者と処理業者の契約書の写し</li> <li>◆ 委託運搬処理の場合</li> <li>・ 排出事業者と処理業者の契約書の写し</li> <li>・ 排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し</li> </ul>
	<p>○ 仮置きする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場～仮置き場～処分地の経路図</li> <li>・ 打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量</li> </ul>
	<p>○ 指定地処分で処分地の変更が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 打合せ簿 処分地の名称・所在地</li> </ul>
変更	<p>○ 当初計画から数量のみの変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更計画書は不要</li> </ul>
	<p>○ 処分地の変更（当初計画書からの変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理変更計画書</li> <li>・ 処分地の位置図及び経路図</li> <li>・ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し</li> <li>・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し</li> </ul> <p>○ 運搬方法の変更（当初契約書からの変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理変更計画書</li> <li>・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し</li> <li>・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し</li> </ul>

報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物処理報告書</li> <li>○「運搬管理表」または「マニフェストの写し」 <ul style="list-style-type: none"> <li>※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等</li> </ul> </li> <li>○写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分地</li> <li>・仮置きがある場合は仮置場</li> </ul> </li> <li>【自己運搬処理の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物運搬車、業者名</li> </ul> </li> <li>【委託運搬処理の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号</li> </ul> </li> </ul>
----	---

(再生資源利用計画)

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 4. 再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画)

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 5. 再生資源促進利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(計画書及び実施書の様式及び保管)

「宇治市土木工事共通仕様書(案)第24条 建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開「再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)」

上記に掲載の再生資源利用[促進](計画書・実施書)(EXCEL形式)を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。(建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。)

(産業廃棄物の仮置き)

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

(産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

(段階確認・立会確認)

監督職員  
による検査  
及び立会い等

受注者は、工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、立会確認(段階確認)を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」(様式16-1)、立会確認は「立会確認書」(様式17-1)によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」(確認を含む)には確認内容が把握できる写真を添付すること。

立会確認において、埋設物管理者との立会いが必要な場合は、受注者が各埋設物管理者に立会いを求めるものとし、実施内容(立会者、立会資料、立会写真)を添付し、監督職員に提出するものとする。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

## 施工管理

### (品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施するものとする。  
なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

### (規格値)

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値、下水道土木工事必携(案)によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

#### ①出来形規格値

工種	項目	規格値	適用
表層工	面積	設計値以上	舗装展開図作成

### (写真管理基準)

別表 撮影箇所一覧表に基づき工事写真帳を整理し、工事完成時に提出するものとする。

## 工事中の 安全確保

### (安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、宇治市共通仕様書の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

#### <研修の参考とする図書等の例>

- ・ 工事請負契約書 (第51条)
- ・ 建設業法令遵守ガイドライン (平成29年3月 国土交通省)
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針 (平成3年2月 建設省)
- ・ 新しい建設業法遵守の手引 ((財)建設業適正取引推進機構)

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

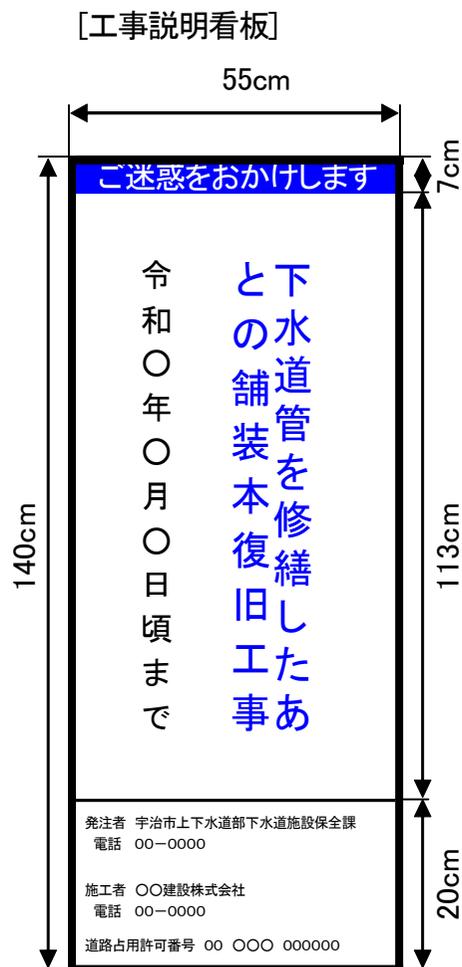
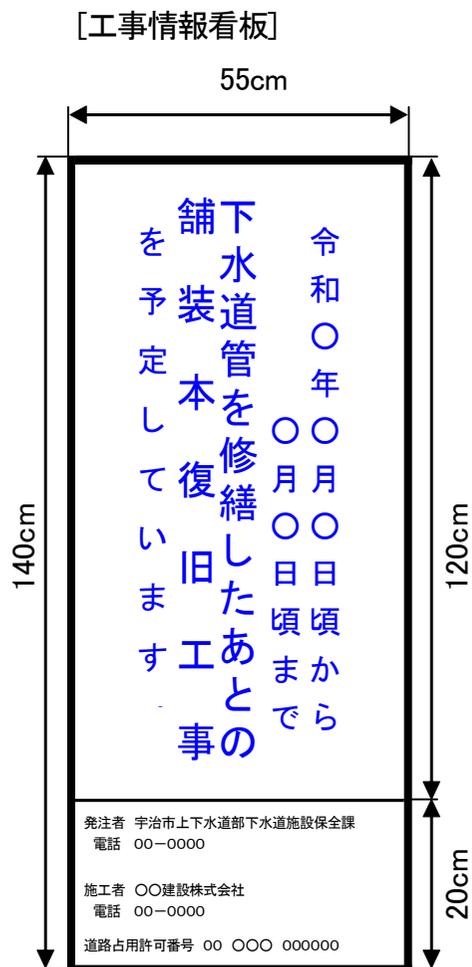
工事内容：下水道管を修繕したあとの舗装本復旧工事をしています

工事種別：舗装本復旧工事

(標示板の記載例)



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事区間の起終点に設置する。</li> <li>・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。</li> <li>・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。</li> </ul>
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。</li> </ul>
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。</li> <li>・「○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。</li> <li>・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。</li> <li>・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。</li> <li>・線の余白は2cm、線線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。</li> <li>・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。</li> </ul>



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないように、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する簡易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

- 環境対策  
（施工機械の指定）
- （低騒音型の使用）
- 本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。
- ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。
- 上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。
- なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。
- 環境対策  
（施工方法策の指定）
- （公害対策）
- 1 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、または生ずる恐れがある場合は、その対策について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。  
ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。
  - 2 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 環境対策
- （環境等の保全）
- ・工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
  - ・原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
- 建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
- 建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」

等

- ・調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ・地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

（仮設トイレの設置）

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

交通安全管理

（安全対策費）

安全対策については、交通誘導員 11 人を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果または条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

施工時期及び

（施工時間）

施工時間の変更

工事の作業時間は、原則として 9：00～17：00（昼間）を厳守すること。ただし、道路管理者・所轄警察署・地元等との協議により変更する場合がある。

保険の付保及び (建退共の提出書類)

事故の補償 受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退協運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識 (シール) の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0 人となる場合

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間 (着工から目的物引渡し予定日) とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするかまたは年間に付する総括契約とするかを問わない。

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

土工

適用

(再生資材の利用)

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 上表再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではない。

（アスファルト混合物事前審査制度）

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

事前調査・測量（用地境界杭、境界プレート等について）

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

（街区基準点について）

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

(人孔蓋、その他占用蓋の高さ調整について)

人孔蓋、その他占用蓋の高さ調整が必要な箇所については、事前に調査し施工すること。

#### 提出書類

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
再生加熱アスコン混合物	再生密粒度アスコン	表層
交通誘導員		

#### その他

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(舗装本復旧範囲)

本工事における舗装本復旧範囲は、立会いにより決定する。

なお、本復旧面積に増減が生じた場合は、設計変更の対象とする。

(完成図書の作成方法等)

本工事は、国庫補助事業であり会計検査の対象であるため、完成図書の作成方法や整理方法等について、監督職員と協議しなければならない。また、会計検査時に関係資料の提供等を求める場合もあり、これに協力すること。

(関係機関協議)

関係機関との協議及び地元調整、事業の損失補償は、受注者が責任をもって対処すること。

(地元説明会)

工事に関する地元説明会が必要な場合は、受注者は、これに必要となる説明資料を事前に作成し監督職員の承諾を得たうえで、説明会で説明しなければならない。なお地元説明会の開催については、町内会等との調整により実施の有無を決定する。説明会を実施しない場合についても、同等の説明資料を各戸に配布し周知すること。

説明資料の記載事項は以下のとおりとする。

- (1) 工事名・工事区域・本市の施工担当課・受注業者名・電話番号
- (2) 施工順序・工程・安全施設类等設置計画・通行規制
- (3) 資材・材料・掘削土砂の仮置場及び運搬方法・搬入搬出経路（ただし、工事区域または工事近接区域に仮置き場を設置しない場合はこの限りでない）
- (4) 仮駐車場の位置、現場事務所の位置、現場代理人の氏名及び連絡先
- (5) その他監督職員が指示する事項

(現場事務所等の設置)

本工事においては、工事区域内もしくは周辺に現場事務所を設置するよう努めなければならない。

(外壁・側溝等の現況写真)

施工着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録すること。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(安全関係)

1. 地下埋設物件については、各占有者との現地立会等により当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分協議を行い、その結果を反映した施工方法について、工事打合簿により監督職員と協議すること。また、施工中、予想外の埋設物が認められ、事前に取り決めた保安対策が実施できない場合は、監督職員に報告し、その指示を受けて施工すること。なお、他地下埋設物件に損害を与

えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

2. 架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合は、労働安全衛生法規則 349 条等により（感電事故防止について）、事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行うこと。

#### 現場条件・状況

- ・ 府道宇治淀線沿いの工事箇所について、バスの運行ルートであり、またマンションの出入り口付近でもあるため、車両・歩行者の誘導を適切に行うこと。  
また、京都府道であり協議の上、復旧が必要となる。
- ・ 平盛小学校、平盛デイサービスセンターの敷地内作業があるため、施工時期等の調整を行うこと。また、西大久保小学校、南宇治中学校の通学路でもあるため、車両・歩行者の誘導を適切に行うこと。
- ・ 西大久保連合自治会との施工時期等の調整を行うこと。

別表 撮影箇所一覧表

舗装本復旧編

工 種	種 別	写 真 管 理 項 目			摘 要	
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 及 び 提 出 頻 度		
着手前		全景又は代表部分撮影	着手前	各マンホールごと		
完成		全景又は代表部分撮影	完成後	各マンホールごと		
安全管理		各種標識類の設置状況	設置後	各種類ごとに1回		
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類ごとに1回		
		監視員交通整理状況	作業中	各1回		
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施ごとに1回		
現場事務所		設置状況	設置後	事務所ごと		
	トイレ	設置状況	設置後	事務所ごと		
	掲示看板類	全景、接写	設置後	事務所ごと		
使用機械		使用機械規格	使用前	使用機械ごと		
		排出ガス対策型	使用前	使用機械ごと		
		低騒音型	使用前	使用機械ごと		
舗装工	不陸整正 補足材なし	敷均し・転圧状況	施工中	100mに1回		
		整正状況	整正後	100mに1回		
	不陸整正 補足材あり	敷均し・敷均し厚さ・転圧状況	施工中	100mに1回		
		整正状況	施工後	100mに1回		
	基層工・表層工	敷均し・転圧状況	敷均し・転圧状況	施工中	100mに1回	
			整正状況	整正後	100mに1回	
		タックコート・プライムコート	散布時	散布時	100mに1回	
			厚さ	整正後	100mに1回	下がり管理
	品質管理	到着温度・敷均し温度・初期転圧温度	施工中	1日4回		
		開放温度	施工後	施工日に1回		
路盤密度(砂置換) ASコア		完成後	1000mに1回			
区画線工		施工状況	施工前後	施工日に1回		
付帯工	排水構造物工	施工状況	施工中	1施工箇所1回		
	既設マンホール仮閉塞工	地下水・工事用水等流出防止対策状況	施工中	1施工箇所1回		
残土・As殻 Gen殻処分	残土仮置場	使用状況	使用前・使用中・使用後	仮置場ごと		
	運搬工	搬出状況・搬出先状況	施工中	工種ごと		